



今年で創建1300年を迎えた宇佐神宮(大分県宇佐市)

〔主要目次〕

令和7年度 税制改正の概要……………	2～4	「税の標語」の応募及び募集状況等 ……	13～14
令和7年度 国の一般会計予算等の概要 ……	5～7	全間連の動き……………	15
広報だより (福岡局間連) ……………	8～9	第52回通常総会(2025名古屋大会)のご案内 ……	16
局連だより (南九州間連) ……………	10～12		

税制改正の概要

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設が行われた。また、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げ、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充された。さらに、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われた。

なお、改正事項が多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

I 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- (1) 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とする。
- (2) 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。
- (3) 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。

すなわち、親族等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減し、合計所得金額が123万円を超えると消失する仕組みとする。

(※) 控除額等については、所得税の場合

のもの。

- (4) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

(注) 衆議院における法案修正により、基礎控除の特例が創設され、上記の基礎控除額にさらに5万円～37万円を加算する（合計所得金額が655万円（令和9年分以後は132万円）以下の場合で所得金額により異なる）こととされた。

2 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

- (1) 第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（改正前：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。
- (1) 第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（改正前：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げる。

3 NISAの利便性向上

- (1) つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1,000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。
- (2) NISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。

4 子育て支援に関する政策税制

- (1) 住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。
- (2) 住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。
- (3) 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（改正前：最高4万円）に引き上げる。

II 資産課税

1 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

- (1) 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- (2) 個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。

2 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

III 法人課税

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（改正前：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

2 中小企業経営強化税制の拡充等

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行う。

3 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の拡充等

特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。

4 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を3年延長する。

Ⅳ 消費税

1 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

(1) 不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

(2) 本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。

2 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う。

Ⅴ 国際課税

○ グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 軽課税所得ルールに対応するため、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の創設等を行う。

(2) 国内ミニマム課税に対応するため、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設等を行う。

Ⅵ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

1 防衛特別法人税の創設

- ① 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。
- ② 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ③ 課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

2 たばこ税の見直し

- (1) 加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施する。
- (2) 国のたばこ税率を、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ引き上げる。

3 所得税

令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

Ⅶ 納税環境整備

○ 電子帳簿等保存制度の見直し

- (1) 電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして保存が行われている電子取引データを除外する。
- (2) 青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、上記システムを使用した上で、上記電子取引データを保存している者にも適用できることとする。

国の一般会計予算等の概要

令和 7 年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算（衆議院修正+参議院修正後）

令和 7 年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

（単位 億円）

区 分	前年度予算額 （当初）（A）	令和 7 年度 （修正後）（B）	比較増△減額 （B－A）	増減
歳 入				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	696,080	778,190	82,110	11.8
2. そ の 他 収 入	75,147	87,318	12,171	16.2
3. 公 債 金	354,490	286,471	△ 68,019	△19.2
(1) 公 債 金	65,790	67,910	2,120	3.2
(2) 特 例 公 債 金	288,700	218,561	△ 70,139	△24.3
合 計	1,125,717	1,151,978	26,262	2.3
歳 出				
1. 国 債 費	270,090	282,179	12,089	4.5
2. 一 般 歳 出	677,764	681,071	3,308	0.5
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	177,863	188,728	10,865	6.1
合 計	1,125,717	1,151,978	26,262	2.3

（注）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

仙台国税局間税会連合会

会 長 来海 伸博

青森県間税会連合会 会長 来海 伸博
 岩手県間税会連合会 会長 平野 佳則
 宮城県間税会連合会 会長 久保田 定
 秋田県間税会連合会 会長 村越 正道
 山形県間税会連合会 会長 金山 知裕
 福島県間税会連合会 会長 滝田 吉宏

北陸間税会連合会

会 長 高桑 幸一

富山県間税会連合会 会長 朝日 重剛
 石川県間税会連合会 会長 高桑 幸一
 福井県間税会連合会 会長 上田 祐広

事務局 〒920-0919
 石川県金沢市南町4番60号
 TEL:076-222-2910 FAX:076-224-2239

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和7年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、77兆8,190億円となっています。これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税7.8%分の収入）は24兆9,080億円で、国税トップの基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構成比	税 目	予 算 額	構成比
直接税	億円	%	間接税等	億円	%
所 得 税	226,660	27.1	消 費 税	249,080	29.8
復 興 特 別 所 得 税	4,760	0.6	酒 税	11,740	1.4
法 人 税	192,450	23.0	た ば こ 税	9,530	1.1
地 方 法 人 税	21,773	2.6	た ば こ 特 別 税	1,149	0.1
相 続 税	34,610	4.1	揮 発 油 税	19,760	2.4
森 林 環 境 税	679	0.1	地 方 揮 発 油 税	2,114	0.3
特 別 法 人 事 業 税	23,454	2.8	石 油 ガ ス 税	40	0.0
直接税計	504,386	60.4	石油ガス税（譲与分）	40	0.0
			航 空 機 燃 料 税	400	0.0
			航空機燃料税（譲与分）	145	0.0
			石 油 石 炭 税	6,010	0.7
			電 源 開 発 促 進 税	3,070	0.4
			自 動 車 重 量 税	4,070	0.5
			自動車重量税（譲与分）	3,083	0.4
			国 際 観 光 旅 客 税	490	0.1
			関 税	9,890	1.2
			と ん 税	90	0.0
			特 別 と ん 税	113	0.0
			印 紙 収 入	10,300	1.2
			間接税等計	331,114	39.6
			合 計	835,500	100.0

(注) 1 総額83兆5,500億円のうち、一般会計分は77兆8,190億円、特別会計分は5兆7,310億円となっています。
2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

	(単位：億円)
地方法人税	21,773
特別法人事業税	23,454
地方揮発油税	2,114
石油ガス税（譲与分）	40
航空機燃料税（譲与分）	145
自動車重量税（譲与分）	3,083
特別とん税	113
森林環境税	679
たばこ特別税	1,149
復興特別所得税	4,760
(特別会計 合計)	(57,310)

3 上記の国税の消費税収のほか、別途、地方税である地方消費税の税収が、6兆5,227億円(令和7年度見込額)ある。

3 直接税と間接税等の比率

令和7年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように60.4：39.6ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円		百万円		百万円	
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55	2,566	45
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	623,803	100	360,767	57.8	263,036	42.2
30	642,241	100	377,375	58.8	264,866	41.2
令和元	621,751	100	353,168	56.8	268,584	43.2
令和2	649,330	100	362,085	55.8	287,245	44.2
令和3	718,811	100	419,902	58.4	298,909	41.6
令和4	763,377	100	449,656	58.9	313,721	41.1
令和5	773,872	100	461,317	59.6	312,555	40.4
令和6	791,899	100	466,407	58.9	325,492	41.1
令和7（予算）	835,500	100	504,386	60.4	331,114	39.6

（備考）1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、特別法人事業税、森林環境税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

西福岡間税会の紹介

福岡国税局間税会連合会は31単位会で構成されております。そして、この単位会は6つのブロック会を構成しております。

私共の西福岡間税会は、福岡ブロックに所属する福岡市の城南区、早良区、西区、糸島市の会員を中心として活動しております。

当会の会員は法人、個人事業者、会社員と様々です。私は会員の皆様の事業・ビジネスが当会に入会することにより少しでも発展することが、当会の発展及び会員拡大に不可欠だと思っています。当会には様々な業種の企業、会社員、又、弁護士、会計士、税理士、司法書士、行政書士、中小企業診断士等、経済情報や企業経営に関する経験と知識等を持った人材が沢山います。当会の事業活動に参加し、会員相互間の交流により、是非、会員それぞれの事業、ビジネスの発展に役立てて欲しいと思います。



その為に、西福岡間税会は下記のような事業を実施しております。

- ①夏季研修会 本年度は日帰りバスハイクで三池炭鉱へ
- ②秋季研修会 本年度は税務署長による「AI・ICT・キャッシュレスに強くなる」陸上自衛隊による「防衛の現状」の講演
- ③能古島バーベキュー大会



- ④チャリティーゴルフ



⑤ 賀詞交歓会



⑥ 本年度より若手会員と税務署長との懇談会を企画し実施しました。



これらの行事は青年女性部が中心となって企画し実行しています。参加者は大体50人前後です。いつも大変盛り上っており、特に賀詞交歓会は抽選会もあり、人気の行事です。これらの開催にあたり、青年女性部の皆様には大変感謝しております。

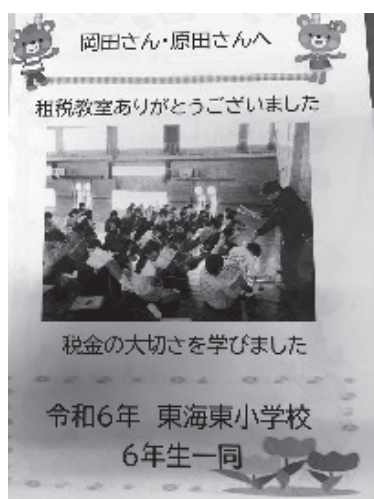
さて、当会の会員は600人を超えています。だとすると全体の9割の会員は間税会の行事に参加していないのではないかと思います。仮に、200人、300人参加していただくとすれば、大変嬉しいのですが、この人数で開催出来る場所もなかなか無く、また予算ありません。そして、この9割の中から退会者がです。会員拡大に頑張っているのですが、この退会者の為、中々増えないのが現状です。そこで以前、当会には税理士の会員もたくさんいることから、会員に対して「無料税務相談」を実施したらどうかと思いました。ただ、これは税理士法の兼ね合いで実行できませんでした。そこで、今度は「無料経営相談」を実施することにしました。ホームページに「無料経営相談申込書」を掲載。いい企画だと思ったのですが、結果は相談件数0という悲惨な結果でした。原因を考えてみるに、当会のホームページがスマートフォンに対応していないこと。ホームページそのものに魅力がないことが分かったので、今年度はホームページの内容を充実させ、またスマートフォンにも対応するようにしたいと思います。



最後になりますが、間税会は消費税等に関する研修会を開催し、消費税等に関する周知、啓発活動を行うことが重要であると考えています。そのためには会員を増やすことが、やはり必要だと思いますので、当会では会員拡大組織委員会を創設し、西福岡間税会の会員拡大に向けて全会員が一体となって全力を尽くす所存であります。

1 宮崎県間税会連合会（延岡間税会）

青年部 部長 岡田 明利

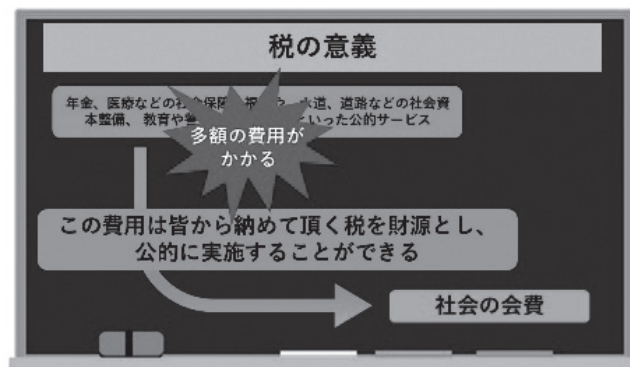


延岡間税会青年部は2016年12月1日に設立、現在9年目を迎えています。現在会員20名ですが実動会員は6名程度です。

年間活動は租税教室の開催、広報誌（未来改札）の発行と税の勉強会の開催です。特に租税教室は2016年の設立当初から宮崎県租税教育推進中央協議会にも加入して毎年8校程度開催しています。（宮崎県間税会連合会内では唯一）当初は4校程度でしたが、毎年実績を重ねるごとに開催学校も増えてきました。また開催した学校様から次年度のリクエストもあり毎年訪問する学校も出てきました。

※来年度の租税教室に関しても、すでに今年開催した学校の担当先生から来年も来てほしいと要望をいただいています。

小学校での租税教室では間税会独自の『世界の消費税クリアファイル』を配布し、各国の消費税率の違いや消費税の活用方法、納税は国民の義務であり、税は助け合いであることを話して、子供たちと税の種類についても一緒に勉強しています。



中学校では延岡間税会青年部独自の『税金を作ってみよう』プログラムで、参加者を班分けしたなかで

- ①新しい税を考える
- ②その税を考えた背景
- ③税金を納める対象者
- ④税金の徴収方法
- ⑤税の活用方法など

を考えさせ班ごとの発表を行っています。発表では中学生らしい税金がたくさん出てきて、面白かったのは、ペットボトル税、ゲームセンター税、パチンコ税、無職税などがありました！

もう一つの重要な活動は広報誌（未来改札）です。

※豊かな未来の発展のために、税を通してその礎を築き、未来への懸け橋をつくっていききたい！との思いから『未来改札』というタイトルを付けました。



コロナの時代3年間は活動ができなかったのですが、今年度、第5号を発行することができました。今回のテーマはふるさと納税で、延岡市、日向市、高千穂町の協力を経て、ここ5年間のふるさと納税の推移や、市長、町長のふるさと納税への意気込み、魅力などについてインタビューして掲載しました。

間税会の魅力はわずかな会費で特別な義務や強制もない中、自由に学ぶことができ、税務署の方々との意見交換では中小企業家として学ぶことが多いこと。そして何より仲間との活動が楽しいことです。これからも活動を通して多くの方々に間税会の魅力を伝えていきたいと思います。

2 中津間税会 副会長 恒藤 雅彦

中津は、もともと商人の町として栄え、「西の博多、東の中津」と言われるほど、商業の中心地として重要な役割を果たしていました。古くから活発な商業活動が行われ、周辺地域にとっても経済的な拠点となっていました。しかし、時代の流れとともに、現在ではその姿が大きく変わり、ダイハツをはじめとする自動車関連の工場や、TOTOなど国内大手企業が進出し、重工業の町へと姿を変えました。これにより、地域経済は新たな方向に発展し、製造業や工業の拠点としても重要な位置を占めるようになっていきます。

また、中津は一万円札の顔であった福澤諭吉先生の故郷です。30年続いた一万円札が、昨年より福澤先生から渋沢栄一氏に変わり、大変残念ではありますが、地元では「ゆきちせんべい」と「渋沢せんべい」それに「聖徳太子せんべい」をセットにしたお菓子を販売し、福澤先生の偉業を忘れないようにしています。ご希望のかたには、お送りいたしますので中津間税会までご連絡ください。



壹万円札せんべいセット

中津間税会の活動の一環として、長年、納税貯蓄組合連合会と合同での新年研修会を毎年1月に開催しています。毎回、中津税務署長によるご講話をいただき、盛大に実施されています。

今年は鹿児島間税会、延岡間税会、玉名間税会、大分間税会、そして地元中津からも各業界のトップ、金融機関や税理士会の皆さんが参加してくれました。加えて、ここ数年は南九州間税会連合会の青年部も中津に集まり、活発な意見交換が行われており、各間税会の問題点や、今後会員のためにできることなど、青年部としての活動について話し合い、とても有意義な時間を共有できています。



池部会長あいさつ



令和7年 新年研修会

また、毎年恒例の事業として、中津市内の全中学1年生に「世界の消費税クリアファイル」を教育委員会を通じて寄贈しています。少しでも消費税に関心を持ってもらいたいという思いから始めた事業で、今では恒例となり、学校関係者をはじめ多くの方々に好評をいただいております。



中津税務署長と法人統括官、教育長、間税会役員で
消費税クリアファイル贈呈式

最後になりますが、本年度は南九州間税会連合会の総会が大分市で開催されます。大分県は南九州間連の池部会長の地元でもあるため一層力が入っており、開催地の大分間税会を中心に創意工夫を凝らし鋭意準備中です。多くの会員の皆さまの参加を心待ちにしております。

3 鹿児島間税会

会長 吉野 正

鹿児島間税会は昭和51年に設立され、初代会長の松田 充 氏から数えて、私で8代目になります。また、鹿児島県連と同じ設立年ですので、おかげをもちまして今年でちょうど設立50周年を迎えます。

年間行事としましては、5月の総会、県連青年部と合同で研修会後、錦江湾を納涼船でクルーズするイベント、税を考える週間での税法研修会など、盛りだくさんでしたが、コロナ禍以降、恒例行事も最小限となり、また会員の減少が顕著となり、会の運営を維持していくためには会員の増強が不可欠な状況となりました。

こうしたなか、南九間連・池部会長からの強いおすすりもあり、思い切ってモデル会に指定いただきました。



中津での新年研修会で、福澤先生像とイータ君パネルの前で池部会長と記念撮影

手はじめに、現在、会長をはじめ役員6名が、それぞれ3名の新会員獲得を目標に掲げ、積極的に勧誘活動を行っています。その成果として、すでに15名の新たな会員が入会の見込みとなっており、着実に成果が現れ始めています。

これを皮切りに、さらなる会員増強に向けた努力を続けていく所存です。

昨今の物価高による経済の先行き不透明感が増す中でも、私たちはこの厳しい状況に負けることなく、より多くの方々に会の活動の意義を理解していただき、仲間を増やしていくことで、今後も活気ある会の運営を目指してまいります。



30年以上の歴史がある錦江湾クルーズに替わる目玉イベントを模索中です。

北海道間税会連合会

会長 戸澤 亨

副会長 福島 勝男(札幌西) 副会長 鷲尾 和徳(札幌北)
副会長 池田 光司(札幌東) 副会長 丹野 司(札幌南)
副会長 成澤 茂(函 館) 副会長 北澤 治雄(岩見沢)
副会長 新谷龍一郎(旭川中) 副会長 栗原 栄治(稚 内)
副会長 市町 峰行(苫小牧) 副会長 村井 順一(釧 路)

〔事務局〕〒060-0034 札幌市中央区北4条東2丁目8-6
TEL 011-271-6320 FAX 011-272-6360

広島国税局間税会連合会

会長 部谷 俊雄

広島県間税会連合会 会長 久保 弘睦
山口県間税会連合会 会長 村谷 太洋
岡山県間税会連合会 会長 高木 晶悟
鳥取県間税会連合会 会長 杉原弘一郎
島根県間税会連合会 会長 足達 明彦

四国間税会連合会

会長 久米加寿徳

香川県間税会連合会 会長 久米加寿徳
愛媛県間税会連合会 会長 清水 一郎
徳島県間税会連合会 会長 佃 充生
高知県間税会連合会 会長 西村 純子



南九州間税会連合会

会長 池部正紀

大分県間税会連合会 会長 池部正紀
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一
熊本県間税会連合会 会長 木下 顕
宮崎県間税会連合会 会長 山口清一

事務局 〒871-0024

大分県中津市中央町2-3-16

TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485

E-mail: info@kanzeikai.org

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集活動は、平成5年度から実施していますが、平成15年度から一般財団法人「大蔵財務協会」より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、令和6年度は32回目になりました。

令和6年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、500,707点の応募で、前年度(490,212点)より10,495点増加し50万点の応募に達しました。

「税の標語」の募集活動は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会の中核をなす事業となっております。

この募集活動を更に進めるために、「税の標語」を100点以上集めた間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、令和6年度においては、264の間税会に支給されました。

○「税の標語」の応募状況

区分	令和6年度			令和5年度		
	応募点数	構成比	応募単会数	応募点数	構成比	応募単会数
		%			%	
東 京	187,640	37.48	81(84)	189,564	38.67	81(84)
関東信越	103,411	20.65	63(63)	95,836	19.55	62(63)
大 阪	0	0.00		0	0.00	
北 海 道	5,627	1.12	23(30)	6,243	1.27	15(30)
仙 台	12,290	2.45	20(52)	12,489	2.55	16(52)
東 海	120,694	24.10	48(48)	117,595	23.99	48(48)
北 陸	11,452	2.29	12(15)	11,284	2.30	9(15)
広 島	29,625	5.92	38(50)	25,912	5.29	38(50)
四 国	8,803	1.76	13(25)	11,085	2.26	14(25)
福 岡	11,628	2.32	15(31)	10,938	2.23	16(31)
南九州	3,714	0.74	11(35)	3,364	0.69	11(35)
沖 縄	3,937	0.79	1(6)	3,420	0.70	1(6)
業 種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	1,886	0.38		2,482	0.51	
計	500,707	100.0	325(439)	490,212	100.0	311(439)

○報奨金の支給となった間税会と応募数（100点以上）

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麹 町	861	東 京	八 王 子	5,834	東 京	甲 府	5,533	関東信越	新 津	1,449
"	神 田	1,087	"	日 野	3,476	"	大 月	710	"	新 発 田	691
"	日 本 橋	425	"	町 田	4,083	関東信越	浦 和	1,367	"	三 条	393
"	京 橋	764	"	立 川	10,568	"	朝 霞	1,919	"	小 千 谷	771
"	芝	1,248	"	東 村 山	14,416	"	大 宮	10,086	"	十 日 町	331
"	麻 布	2,060	"	武 蔵 野	1,011	"	上 尾	645	"	柏 崎	120
"	小 石 川	5,340	"	武蔵府中	1,771	"	川 口	298	"	高 田	3,238
"	本 郷	2,404	"	横 浜 中	632	"	西 川 口	424	"	糸 魚 川	499
"	上 野	2,679	"	横 浜 南	966	"	川 越	652	"	村 上	180
"	浅 草	1,446	"	保土ヶ谷	3,074	"	所 沢	22,036	北 海 道	札 幌 中	171
"	品 川	1,125	"	戸 塚	1,120	"	東 松 山	1,138	"	札 幌 西	236
"	荏 原	1,328	"	神奈川・港北	2,033	"	秩 父	1,918	"	札 幌 北	170
"	大 森	1,359	"	緑	2,499	"	熊 谷	17,406	"	函 館	421
"	雪 谷	940	"	鶴 見	897	"	本 庄	2,419	"	岩 見 沢	811
"	蒲 田	192	"	川 崎 南	1,366	"	春 日 部	6,973	"	旭 川 中	467
"	世 田 谷	3,294	"	川 崎 西	1,650	"	越 谷	683	"	旭 川 東	236
"	北 沢	4,200	"	横 須 賀	664	"	水 戸	2,211	"	留 萌	313
"	玉 川	1,988	"	鎌 倉	916	"	日 立	200	"	室 蘭	849
"	目 黒	3,280	"	藤 沢	1,241	"	竜 ヶ 崎	128	"	網 走	191
"	渋 谷	1,809	"	平 塚	1,156	"	土 浦	144	"	北 見	1,017
"	新 宿	629	"	厚 木	305	"	下 館	3,102	"	釧 路	289
"	中 野	1,042	"	大 和	1,686	"	古 河	3,355	"	根 室	121
"	杉 並	1,585	"	相 模 原	884	"	宇 都 宮	2,445	仙 台	塩 釜	1,277
"	荻 窪	5,169	"	小 田 原	593	"	真 岡	152	"	栗 原	301
"	練 馬 東	5,721	"	千 葉 東	2,297	"	足 利	229	"	安 達	787
"	練 馬 西	1,709	"	千 葉 西	7,676	"	佐 野	891	"	須 賀 川	2,095
"	豊 島	2,704	"	千 葉 南	1,982	"	高 崎	671	"	会津若松	272
"	荒 川	3,477	"	成 田	8,420	"	藤 岡	1,004	"	喜 多 方	223
"	足 立	284	"	松 戸	4,682	"	吾 妻	119	"	白 河	2,474
"	西 新 井	1,759	"	柏	486	"	沼 田	344	"	い わ き	248
"	本 所	1,769	"	市 川	347	"	長 野	1,006	"	花 北	240
"	向 島	1,847	"	船 橋	3,658	"	佐 久	3,334	"	秋 田 南	403
"	葛 飾	3,659	"	佐 原	1,978	"	上 田	1,198	"	横 手	1,453
"	江戸川北	479	"	銚 子	860	"	諏 訪	644	"	湯沢雄勝	1,212
"	江戸川南	673	"	東 金	1,925	"	伊 那	202	"	青 森	260
"	江 東 西	1,175	"	茂 原	2,146	"	木 曾	134	"	八 戸	284
"	江 東 東	1,354	"	木 更 津	6,503	"	松 本	150	"	寒河江西村山	450
"	青 梅	1,246	"	館 山	1,348	"	新 潟	5,487	"	北 村 山	179

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東海	名古屋東	1,995	東海	四日市	1,669	広島	庄原	841	四国	阿波麻植	1,387
"	名古屋西	228	"	松阪	28,976	"	徳山	1,563	"	脇町	170
"	名古屋昭和	4,119	"	伊勢	3,266	"	光	170	"	池田	409
"	名古屋熱田	618	"	紀州	125	"	厚狭	736	"	高知	599
"	名古屋中川	117	"	岐阜北	3,156	"	長門	630	"	幡多	637
"	小牧	102	"	岐阜南	3,684	"	岡山東	2,519	"	南国	527
"	尾張瀬戸	1,167	"	大垣	4,126	"	岡山西	4,255	福岡	福岡	358
"	津島	8,170	"	多治見	1,972	"	西大寺	762	"	田川	2,240
"	半田	220	"	飛騨	459	"	玉野	618	"	飯塚	516
"	刈谷	182	北陸	金沢	1,063	"	児島	446	"	久留米	1,607
"	西尾	216	"	小松	3,193	"	倉敷	411	"	甘木朝倉	2,660
"	岡崎	5,245	"	輪島	158	"	玉島	476	"	大牟田	753
"	豊田	303	"	福井	1,451	"	笠岡	741	"	小倉	1,991
"	東三河	5,515	"	武生	512	"	新見	234	"	佐賀	108
"	新城	1,143	"	小浜	338	"	津山	425	"	唐津	306
"	静岡	2,836	"	富山	2,432	"	米子	330	"	武雄	963
"	清水	2,689	"	魚津	1,688	"	松江	277	南九州	熊本	465
"	伊豆下田	550	"	高岡	590	"	益田	385	"	宇土	428
"	沼津	14,974	広島	広島東	2,843	四国	高松	538	"	菊池	574
"	三島	894	"	広島西	265	"	丸亀	993	"	阿蘇	422
"	熱海伊東	1,747	"	広島南	638	"	小豆島	305	"	加治木	382
"	富士	428	"	廿日市	265	"	松山	109	"	種子屋久	678
"	藤枝	1,136	"	呉	346	"	西条	1,576	"	奄美大島	333
"	島田	1,563	"	海田	2,657	"	新居浜	434	"	高鍋	209
"	磐田	670	"	広島北	188	"	宇摩	1,119	沖縄	那覇	3,937
"	掛川	1,184	"	東広島	1,019	(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、 単位間税会からの年間の応募点数に応じて、次の基準により支給される。					
"	浜松西	5,222	"	尾道	868						
"	浜松東	1,106	"	三原	2,058						
"	津	2,045	"	福山	118						
"	桑名	3,452	"	府中	552						
"	鈴鹿	3,133	"	三次	1,710						
						応募点数		100～1,000未満	1万円		
								1,000～3,000未満	2万円		
								3,000～5,000未満	3万円		
								5,000点以上	4万円		

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、
単位間税会からの年間の応募点数に応じて、次の基準により支給される。

応募点数	100～1,000未満	1万円
	1,000～3,000未満	2万円
	3,000～5,000未満	3万円
	5,000点以上	4万円

「税の標語」募集

令和7年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税（消費税に限りません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限りません。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
 - 1 各間税会が取り纏める方法
 - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
 「FAX」又は「郵便」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 令和7年9月10日（水）

- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5階
FAX 03-5829-3902

ホームページアドレス<https://www.kanzeikai.jp>

- ◆ 優秀作品
優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- ◆ 「税の標語」の活用
応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合には、応募者の氏名・住所（市・区又は学校名）が公表されることを予めご了承ください。
- ◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいています。
- ◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① よく知ろう 税の仕組みと 使い道
- ② 納税も 楽々簡単 キャッシュレス

住所
氏名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

全間連の主な動き (7.1.8 ~ 5.16)

- 1月8日(水) 企画会議 事務局
 1月22日(水) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会 東京
 2月6日(木) 第18回モデル会会長会同 事務局
 4月11日(金) 企画会議 事務局
 5月15日(木) 全間連会報発行第163号
 5月16日(金) 広報委員会 事務局

常任理事会 開催される

去る1月22日(水)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議案は次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 「今年の課題」について承認されました。
- (2) 「令和7年全間連会議・行事計画について」承認されました。
- (3) 「第52回通常総会の開催」については、東海間連が担当で行うことが了承されました。
- (4) 「令和6年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について」承認されました。
- (5) 「活性化等推進費の支給対象等について」承認されました。

2 広報関係

- (1) 「「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について」承認されました。
- (2) 「令和7年度「税の標語」の募集について」承認されました。
 なお、応募期限は9月10日(水)とされました。

3 税制関係

- (1) 「令和7年度税制改正大綱について」説明がありました。
- (2) 「税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について」承認されました。
- (3) 「消費税等に関するアンケート調査について」承認されました。

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会の開催される

令和7年1月22日(水)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会及び新年賀詞交歓会の開催が開催されました。

祝賀会では、叙勲等受章者10名、財務大臣表彰受彰者12名、国税庁長官表彰受彰者20名、国税局長・沖縄国税事務所長表彰受彰者32名の方々に、全間連片岡会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた財務省横山信一財務副大臣からご挨拶をいただいた後、藤波一博全国納税貯蓄組合連合会会長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々を交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

第52回通常総会 (2025名古屋大会)のご案内(案)

東海間税会連合会
会 長 清水 順二

全間連第52回通常総会は、東海間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。
当連合会では、全国から来られる皆様のご期待に沿えるよう、万全の準備を進めておりますので、会員の皆様の多数のお越しを心よりお待ちしております。

記

■開催日 令和7年9月17日(水)

■会 場 ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋

■次 第

正副会長会議	12:30～13:30
常任理事会	13:40～14:20
青年部総会	13:50～14:20
女性部総会	13:50～14:20
通常総会	14:40～16:00
記念講演	16:10～17:10
懇親会	18:00～19:30

●記念講演講師

作家・歴史家 井沢元彦様

●懇親会アトラクション

なごやおもてなし武将隊

●登録料 15,000円

●エクスカーショ ン 18日(木)

- ①名古屋城・熱田神宮・ひつまぶし(昼食)
- ②トヨタ産業技術記念館・徳川美術館(昼食)
- ③国宝犬山城・博物館明治村(昼食)
- ④伊勢神宮・おかげ横丁(昼食)

井沢元彦(いざわ・もとひこ)
プロフィール



作家・歴史家

1954年 名古屋生まれ
早稲田大学法学部卒業後、TBSに入社。
報道部在籍中の1980年に「猿丸幻視行」で
第28回江戸川乱歩賞を受賞。
退社後執筆活動に専念。独自の歴史観から
テーマに切り込む作品で多くのファンをつ
かむ。現在週刊ポスト誌で「逆説の日本史」
(小学館刊)を連載中。
著書に「逆説の日本史」シリーズ(小学館
刊)「コミック版逆説の日本史」
「お金の日本史」(KADOKAWA)「消えゆくメ
ディアの「歴史と犯罪」」(ビジネス社)最
新刊「真・日本の歴史」(幻冬舎)など多
数